

（署長の駐車許可）

第5条 （1）～（5） （略）

- （6）前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。
- （7）第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第4号様式の2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- （8）第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第4号様式の2の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。